

東部中学校区学校活性化協議会に関する規約

制定 令和 5 年 11 月 1 日

(設置)

第 1 条 児童生徒数の減少に起因する学校の過度な小規模化、教育条件への影響が懸念されるなど社会の変化が著しい中、松阪市がめざす学校教育と子どもたちが未来を切り拓く力を育むための望ましい教育環境の実現を目的として策定した「松阪市立小中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針(令和 5 年 3 月策定)」に基づき、検討が開始された東部中学校区 6 小学校の活性化について協議・検討を行うため、東部中学校区学校活性化協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について協議・検討を行う。

- (1) 校区内各小学校における活性化の協議・検討内容の情報共有に関すること
- (2) 東部中学校区 6 小学校における活性化の方策に関すること
- (3) 一定の方向性が導き出された後、必要に応じて設置する準備会・部会に関すること
- (4) その他活性化のために必要な検討に関すること

(組織等)

第 3 条 協議会は、各小学校区から選出された地域住民代表、保護者代表及び学校運営協議会代表及び教職員代表並びに中学校教職員代表の 25 人以内で組織する。

- 2 協議会に、会長及び副会長 1 人を置く。
- 3 会長及び副会長は、委員の中から互選により決定する。
- 4 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第 4 条 協議会は、会長が会議の議長となり、議事運営を行う。

- 2 協議会の会議は、非公開とする。

(理由：協議を公にすることにより、委員の率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は不当に地域住民の間に混乱を生じさせるおそれがあると認められるため。)

- 3 協議会は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第 5 条 協議会の庶務は、松阪市教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第 6 条 協議会の運営その他必要な事項は、別に定める。

附 則

この規約は、令和 5 年 11 月 1 日から施行する。